

第1回霧島市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会 会議要旨

開催日時	平成28年12月20日（火） 午前10時から午前11時30分
開催場所	霧島市役所 国分庁舎701・702会議室
出席委員	平田会長、村岡副会長、野間委員、上水流委員、堂園委員 今吉委員、有村委員、鳥原委員、松元委員、満留委員
オブザーバー	岩永九州農政局経営・事業支援部食品企業課課長補佐 宮嶋九州農政局経営・事業支援部食品企業課再生可能エネルギー推進係長 町田始良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課技術主幹兼係長 奥霧島市林務水産課課長補佐
事務局	永山農林水産政策課長 鎌田農林水産政策課主幹兼政策グループ長 堀切農林水産政策課政策グループ主査
議 題	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画（案）について
議事要旨	<p>(1)事務局より農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画（案）について説明を行い、原案のとおり承認された。</p> <p>(2)意見等の概要は以下のとおり</p> <p>○会長 はじめに、「1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針」について、市の一次産業における土地利用の特徴や市の農林水産業が抱えている課題、そして、どのような再生可能エネルギーを推進していくのかという三つの項目に分けて記載したとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。</p> <p>○委員 はい。</p> <p>○会長 つぎに、「2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」について、この項目には、今回は基本計画に位置づける霧島木質バイオマス発電施設の所在地を記載することになるとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。</p> <p>○委員 はい。</p>

○会長

つぎに、「3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の整備の種類及び規模」について、この項目についても先程と同様に基本計画に位置づける霧島木質バイオマス発電施設の内容を記載することになるとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に係る事項」について、そのような区域が無いため該当なしとしているとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項」について、バイオマスの長期的かつ安定的な価格での買い取りや発電の関連産業による雇用の創出により林業の活性化を図るとの説明があった。また、利用するバイオマスは地域資源バイオマスの認定要件でもある、地域に賦存するものを8割以上利用することであったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項」について、国のガイドラインに基づいた取り組み内容としたとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価」について、5. 750KW 発電可能な木質バイオマス発電設備の導入や設備整備計画の中でその進捗状況を確認するとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

目標で5, 750KW の導入とあるが、現在それだけの発電が出来ているのか。

○事務局

5, 750KWというのは、最大でそれだけの発電をする能力のある設備を導入するということであり、常に5, 750KW を発電出来ているわけではない。

○会長

常に5, 750KW 発電出来ていない中で、このような表現を使って問題ないのか。

○オブザーバー（九州農政局）

実際に5, 750KW 発電することが出来る設備を導入しているので何ら問題ない。

○会長

それでは、この項目については事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復」について、事業を中止又は終了したときは設備整備事業者の責任で必要な対策を行うとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

つぎに、「9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」について、本事業を活用していないため該当なしとしているとの説明であったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

○会長

最後に「10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項」について、基本計画のホームページによる公表、設備整備計画の認定方法、区域外関係者との連携や情報共有の方針等について説明があったが、事務局提案のとおりでよいか。

○委員

はい。

(2) 今後の対応

承認された基本計画をホームページで公表する。

会議資料

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画（案）